

財 政 運 營 方 針

(令和2年度～令和5年度)

令 和 2 年 2 月
財 政 局 財 政 課

目 次

1	財政運営方針の策定について	1
2	財政運営方針の基本的な考え方	
(1)	財政運営の基本方針	2
(2)	計画期間	3
(3)	計画期間内の目標	3
3	基本方針に基づく取組	
(1)	歳入面の取組	4
(2)	歳出面の取組	5
(3)	その他の収支不足解消策	6
(4)	収支不足への対応	7
4	基本方針に基づく取組を踏まえた 財政収支見通し（一般会計）	8

1 財政運営方針の策定について

現在、本市では、世界に誇れる「まち」を実現するため、財政運営方針（平成28年度～平成31年度）の下、持続可能な財政運営を目指し、収支の均衡や市債残高の抑制などに取り組んでいます。

しかしながら、歳入面においては、市税の収納率の向上などに積極的に取り組んでいるものの、地方交付税を含めた一般財源収入総額の大幅な伸びは見込めない状況にあります。

また、歳出面においては、高齢化の進展等に伴い社会保障費が増加していることに加え、二度にわたる豪雨災害への対応が必要となるなど、厳しい財政運営が続いています。

さらに、市債残高については、国による多額の臨時財政対策債の配分や平成30年7月豪雨災害対応などの影響により、令和元年度末に1兆1,300億円を超える見込みです。

このような状況にあっても、これまで行ってきたまちの賑わいや活性化につながる都市機能の強化、子育て・教育等の諸施策の充実などの将来を見据えた取組は益々重要になっており、引き続き、推進していく必要があります。

したがって今後は、そうした取組の実効性を確保するという視点に立ち、全体としての財源配分を見直すという新たな対応を行わなければなりません。

このため、本市が保有するヒト、モノ、カネ、情報といった限られた経営資源を最大限活用しながら、効果的・効率的に質の高い行政サービスを提供していけるよう、「広島市行政経営改革推進プラン」を策定します。

このプランの目指すものは、持続可能性の確保と本市の魅力づくり、とりわけ市民サービスの充実を図ることにあり、現下の財政状況を踏まえつつ、その実現を図るため、プランの部門計画として、新たな財政運営方針（令和2年度～令和5年度）を策定します。

2 財政運営方針の基本的な考え方

(1) 財政運営の基本方針

「広島市行政経営改革推進プラン」に基づき、持続可能性の確保と本市の魅力づくりを進めるため、次の3つの基本方針に基づき財政運営を行っていきます。

① 都市としての活力を生み出す財政運営

都市としての活力の維持・向上を図り、圏域経済の発展をけん引していくため、都心部において、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とする楕円形の都心づくりを一層強力に進めるとともに、都心周辺部及び中山間地・島しょ部における活力とにぎわいの創出に取り組みます。

また、ものづくり産業の競争力強化への支援に取り組むとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光資源等を生かした観光産業や里山・里海産業の振興等に取り組み、地域経済の活性化、雇用創出等による税源のかん養につなげていきます。

② まちづくりを支え続けることができる財政運営

まちづくりを支え続けることができる持続可能な財政構造を確立していくため、国・県の財政支援制度の積極的な活用にも努めるとともに、「選択」と「集中」の考え方の下、徹底した事務・事業の見直しを不断に行うなど、歳入確保・歳出削減の両面において、それぞれ適切な取組を行います。

また、自主的・自立的な財政運営を行っていくため、国に地方税財源の拡充を求めるとともに、市税の収納率の向上等に積極的に取り組み、一般財源の確保を図ります。

さらに、社会経済情勢の変動があった場合の財源調整や災害などの不測の事態に柔軟に対応できるよう、財政調整基金残高の確保に努めます。

③ 将来のまちづくりを見据えた財政運営

本市の市債残高は、令和元年度末で1兆1,300億円を超える見込みとなっており、また、公共施設等の耐震化、恵下埋立地（仮称）の整備など、喫緊の課題に対応するために、多額の市債発行が見込まれています。

こうした状況を踏まえつつも、将来世代において、その時代に合ったまちづくりを行っていくことができるよう、市債残高の抑制を図ります。

(2) 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

(3) 計画期間内の目標

○ 収支の均衡

高齢化の進展等に伴い社会保障費が増加するなど、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、各年度において歳入確保・歳出削減に努め、計画期間における収支の均衡を図ります。

また、財政調整基金について、平成28年2月に策定した「財政運営方針」における目標を考慮しつつ、期間末において現状を上回る残高を確保することにより、計画期間終了後も安定的な財政運営が行えるようにします。

○ 市債残高の抑制

臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた市債残高については、平成30年7月豪雨災害への対応や公共施設等の耐震化などに係る市債発行により、令和元年度に一時的に増加します。また、本計画期間においても、引き続き公共施設等の耐震化、恵下埋立地（仮称）の整備など喫緊の課題に対応するため、多額の市債発行が見込まれています。

こうした中であっても、将来世代に負担を先送りすることのないよう、臨時財政対策債等を除いた市債残高について、平成28年2月に策定した「財政運営方針」における目標（4年間で1割程度の減少）を考慮しつつ、その半分の5%程度を今後4年間で減少させることを目指します。

3 基本方針に基づく取組

取組効果額

(1) 歳入面の取組

29億円

① 市税収入等の確保

住民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上を図ります。

(主な取組項目)

- ・ 収納率向上のための取組の推進

② 受益者負担の適正化

徹底した経費節減に努めた上で、使用料・手数料の適切な見直しや減免制度の見直し、現在無料としているサービスの有料化などにより、受益者に適正な負担を求めます。

(主な取組項目)

- ・ 公の施設の使用料の在り方検討

③ 国・県の財政支援制度の積極的活用

事務・事業の実施に当たっては、既存の国・県の予算や制度を活用できるよう事業展開を工夫するなど、国・県の財政支援制度の積極的な活用に努めます。

また、必要に応じて国・県に制度の創設や見直しを求めます。

④ 地域経済の活性化・雇用創出等による税源のかん養

広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区を東西の核と位置付け、都市機能の集積を図ることにより、相互に刺激し高め合う楕円形の都心づくりを一層強力に進めるなど、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

また、ものづくり産業の競争力強化への支援に取り組むとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光資源等を生かした観光産業や里山・里海産業の振興等に取り組み、地域経済の活性化、雇用創出等による税源のかん養につなげていきます。

⑤ 地方税財政制度の改善に向けた積極的行動

自主的・自立的な財政運営を行っていくため、国に対し、大都市特有の財政需要等に応じた地方税財源の充実や国・地方間の税源配分の是正、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止を求めます。

(2) 歳出面の取組

① 人件費の削減

効果的・効率的な執行体制の構築に向けて、正規職員と非正規職員との役割分担の整理や民間委託等による業務改革について検討を進めます。

また、限られた経営資源を最大限活用しながら、効果的・効率的に質の高い行政サービスを提供していくことが重要であることを踏まえ、適正な職員数を確保していきます。

② 社会保障費の増加の抑制

社会保障費については、「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせることを基本とすべきであるということを踏まえつつ、市民生活の安定に配慮するとともに、制度の持続可能性や世代間の負担の公平性を考慮しながら、健康づくりや健診受診率の向上、介護予防等の取組により医療費や介護費用の増加を抑制するなど、費用の増加が抑制される取組を行います。

(主な取組項目)

- ・高齢者の社会参加の促進に向けた取組の充実

③ 事務・事業の見直し

「選択」と「集中」の考え方の下、全ての事務・事業について引き続き見直しを行います。

また、民間に委ねることでより効率的・効果的な公共サービスの提供が可能な事務・事業については、民間の活用を一層積極的に進めていきます。

(主な取組項目)

- ・就学援助制度の適正化

④ 内部管理経費の節減等

情報システムの管理運用などの内部管理経費や、公共施設の管理運営に係る委託料等については、不断の見直しにより更なる節減を図ります。

⑤ 特別会計等の見直し

業務の効率化や経費の節減、受益者負担の適正化など、事業の採算性を高める取組を実施し、一般会計からの繰出金等の抑制を図ります。

(主な取組項目)

- ・収納率向上のための取組の推進（再掲）
- ・食肉市場の経営改善
- ・下水道事業の経営改善
- ・水道事業の経営改善
- ・公益的法人等の在り方検討
- ・広島市立大学の経営改善
- ・広島市立病院機構の経営改善

⑥ 公債費の見直し

現下の低金利を踏まえ、引き続き短期の5年債から長期の20年債までバランスよく発行することで、長期的視点で金利負担の軽減を図ります。

⑦ 投資的経費の見直し

将来の公債費を抑制するため、新規の市債発行を伴う公共事業について、長期的な視点に立って事業の着手時期や進度の調整を行います。

(3) その他の収支不足解消策

取組効果額

15億円

① 未利用地等の売却促進・市有資産の有効活用の推進

未利用や低利用の状態にある市有地について、引き続き公募売払や貸付けによる有効活用を積極的に図ります。また、市有施設について、行政目的を損なわない範囲で積極的な活用を検討します。

(主な取組項目)

- ・未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進

② 行政改革推進債等の発行

行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体に発行が認められる行政改革推進債等について、市債残高の抑制を進めていく中でその活用を図ります。

(4) 収支不足への対応

中期財政収支見通しでの収支不足額

110億円

基本方針に基づく取組	110億円
歳入面の取組	29億円
市税収入等の確保	27億円
受益者負担の適正化	2億円
国・県の財政支援制度の積極的活用	—
地域経済の活性化・雇用創出等による税源のかん養	—
地方税財政制度の改善に向けた積極的行動	—
歳出面の取組	66億円
人件費の削減	—
社会保障費の増加の抑制	—
事務・事業の見直し	16億円
内部管理経費の節減等	18億円
特別会計等の見直し	2億円
公債費の見直し	—
投資的経費の見直し	30億円
その他の収支不足解消策	15億円
未利用地等の売却促進・市有資産の有効活用の推進	15億円
行政改革推進債等の発行	—

※いずれも金額は一般財源ベース

4 基本方針に基づく取組を踏まえた財政収支見通し（一般会計）

現時点で見通せる状況を勘案の上、今回策定した財政運営方針を達成した場合の今後4年間の財政収支の見通しは以下のとおりです。

（単位：億円、％）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		備 考
	事業費	事業費	伸率	事業費	伸率	事業費	伸率		
歳 入	市 税	2,388	2,398	0.4	2,433	1.5	2,470	1.5	経済成長に伴う増収等を見込む。
	地方譲与税等	437	466	6.6	472	1.3	478	1.3	経済成長に伴う増収等を見込む。
	地方交付税	480	471	▲1.9	459	▲2.5	442	▲3.7	一般財源横ばいを基本とし、個別の財政需要を見込む。
	国庫支出金	1,390	1,385	▲0.4	1,395	0.7	1,395	0.0	大規模プロジェクトや扶助費などから個別に算定など。
	市 債	765	724	▲5.4	618	▲14.6	573	▲7.3	大規模プロジェクトなどから個別に算定など。
	うち臨時財政対策債	295	287	▲2.7	272	▲5.2	257	▲5.5	一般財源横ばいを基本とし、個別の財政需要を見込む。
	そ の 他	1,104	1,242	12.5	975	▲21.5	1,024	5.0	2年度予算額を踏まえ積算。
計 a	6,564	6,686	1.9	6,352	▲5.0	6,382	0.5		
歳 出	消費的経費	4,277	4,261	▲0.4	4,306	1.1	4,335	0.7	
	人 件 費	1,454	1,442	▲0.8	1,421	▲1.5	1,419	▲0.1	職員数、児童生徒の推計等を踏まえて算定。
	うち退職手当	119	119	0.0	108	▲9.2	114	5.6	
	物 件 費	649	622	▲4.2	674	8.4	686	1.8	個別に算定。内部管理経費の節減の効果額を反映など。
	維持補修費	80	82	2.5	81	▲1.2	81	0.0	各長寿命化計画等を踏まえ算定。
	扶 助 費	1,451	1,476	1.7	1,490	0.9	1,507	1.1	過去の伸率等から個別に算定など。
	補 助 費 等	644	639	▲0.7	640	0.2	642	0.3	個別に算定など。
	投資的経費	853	851	▲0.2	756	▲11.2	718	▲5.0	
	うち人件費	8	8	0.0	8	0.0	8	0.0	
	公 債 費	860	991	15.2	704	▲29.0	746	6.0	市債の償還ルールに基づき推計。
	そ の 他	573	583	1.7	586	0.5	583	▲0.5	
計 b	6,564	6,686	1.9	6,352	▲5.0	6,382	0.5		
差 引 c=a-b	0	0		0		0			
財政調整基金残高	39	39		39		39			

年度末市債残高	11,491	11,533	0.4	11,799	2.3	12,000	1.7
臨時財政対策債残高等控除後残高	6,837	6,809	▲0.4	6,670	▲2.0	6,506	▲2.5

（注1） 令和4年度に公債費が減少するのは、過去に行った市債借入方法の変更によるものであり、同様の理由で減債基金の取崩額（歳入のその他）も減少している。

（注2） 臨時財政対策債残高等控除後残高とは、市債総残高から臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた残高である。

名 称	財 政 運 營 方 針 (令和2年度～令和5年度)
登録番号	広F1-2019-446
主 管 課 所 在 地	広島市財政局財政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2075
発行年月	令和2年(2020年)2月